

国際グラウンド・ゴルフ連盟規程

第1章 連盟の名称、所在地

(名称、所在地、使用言語)

- 第1条 本連盟の名称は、国際グラウンド・ゴルフ連盟（以下「国際GG連盟」という）とし、英文表記は International Ground Golf Federation（略称 I G G F）とする。
- 2 国際GG連盟は、国及び国に準じる地域（以下「国・地域」という）を代表するグラウンド・ゴルフ統括団体及びそれに準じる団体（第4条（2）の準会員）により構成される。
- 3 国際GG連盟の事務局は、日本国東京都に置く。
- 4 国際GG連盟の公式用語は、英語と日本語とする。

第2章 目的、事業

(目的)

- 第2条 国際GG連盟は、世界におけるグラウンド・ゴルフの統括を行う団体として、日本発祥のスポーツであるグラウンド・ゴルフの理念などを正しく世界へ発信するとともに、世界各国への普及振興を図ることにより多世代の人々の健康や体力の向上に貢献し、さらには、グラウンド・ゴルフの振興による生涯スポーツ社会の実現や国際大会開催による交流親善活動の推進などによって、明るく豊かな国際社会の構築に貢献する。

(事業)

- 第3条 国際GG連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
- (1) グラウンド・ゴルフの世界各国への普及
 - (2) グラウンド・ゴルフの国際ルール及び国際用具基準の制定
 - (3) グラウンド・ゴルフの国際大会の開催
 - (4) グラウンド・ゴルフの指導者の育成
 - (5) グラウンド・ゴルフの用具の認定
 - (6) グラウンド・ゴルフに関する広報活動及び資料作成
 - (7) その他、国際GG連盟の目的達成に必要な事業

第3章 会員

(会員)

- 第4条 国際GG連盟に次の会員を置く。

(1) 正会員

- ① 正会員は、国際GG連盟の目的に賛同し、同連盟のルールや用具基準等を遵守することを誓って加盟した国・地域を代表するグラウンド・ゴルフ統括団体とする。
- ② 正会員の名称には、「国・地域」及び「グラウンド・ゴルフ」が含まれていなければならない。
- ③ 正会員は、事務局機能を有するとともに通信手段が確立されており、国際GG連盟の会費を支弁できる財政基盤がなければならない。

(2) 準会員

- ① 準会員は、国際G G連盟の目的に賛同し、同連盟のルールや用具基準等を遵守することを誓って加盟した国・地域のグラウンド・ゴルフ団体とする。
- ② 準会員の名称には、「団体名」及び「グラウンド・ゴルフ」が含まれていなければならない。
- ③ 準会員は、事務局機能を有するとともに通信手段が確立されており、国際G G連盟の会費を支弁できる財政基盤がなければならない。

(3) 賛助会員

賛助会員は、国際G G連盟の目的に賛同し、事業を支援するために加盟した個人、団体、企業等とする。

(会員資格の取得、会費の負担)

第5条 国際G G連盟の正会員、準会員及び賛助会員は、理事会が別に定める書式により加盟申込みをし、その承認を受けなければならない。

- 2 正会員及び準会員は、国際G G連盟の運営や事業活動に要する費用として、理事会において定める会費を納入しなければならない。
- 3 賛助会員は、理事会が定めるところにより、賛助会費を納入しなければならない。

(退会)

第6条 会員が退会しようとするときは、理事会が定める書式を提出しなければならない。

(除名、資格の喪失)

第7条 会員が次の各号に該当する場合、理事会の決定により当該会員を除名できる。

- (1) 国際G G連盟の規程等に違反したとき
 - (2) 国際G G連盟の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他、除名すべき正当な理由があるとき
- 2 会員は、前項のほか、次の各号に該当する場合、理事会の決定により会員資格を喪失する。
- (1) 正会員が解散したとき
 - (2) 会費、賛助会費を納入しなかったとき
 - (3) 理事全員の同意があったとき

第4章 役員

(役員)

第8条 国際G G連盟に次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以内
 - (2) 監事 1名
- 2 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長、1名を事務局長とする。

(役員の選出方法)

第9条 役員は、理事会において次のとおり選出する。

- (1) 会長は、選挙で選出することを原則とするが、互選により選出することができる。

- (2) 副会長及び事務局長は、会長が理事会に諮って任命する。
- (3) 第8条第2項以外の理事は、正会員の中から4名以内を選出する。
- (4) 監事は、会長が有識者の中から任命する。

2 役員の任期は、2年とし再任を妨げない。

なお、役員は、任期満了でも、後任者が選出されるまではその職務を行うものとする。また、補欠として選出された役員の任期は、前任者の任期満了時までとする。

(役員の任務)

第10条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、国際GG連盟を代表し、これを総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐する。
- (3) 理事は、理事会を構成し、その任務を遂行する。
- (4) 事務局長は、国際GG連盟の業務を総括し、財務及び事務管理を行う。
- (5) 監事は、国際GG連盟の会務及び会計について監査する。

(顧問)

第11条 国際GG連盟に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、国際GG連盟の創設や運営に功績のあった者で、会長が理事会の同意を得て委嘱する。

第5章 理事会

(理事会の構成、理事会の権限)

第12条 国際GG連盟に理事会を置く。

- 2 理事会はすべての理事をもって構成し、2分の1以上の出席をもって成立する。
- 3 理事会は、次の権限をもつ。
 - (1) 会員の加盟、退会、除名の決定
 - (2) 役員の選出
 - (3) 事業計画及び予算の承認
 - (4) 事業報告及び決算の承認
 - (5) その他、国際GG連盟の運営に関する重要事項の承認
- 4 理事会には、準会員がオブザーバーとして出席することができる。

(理事会の招集など)

第13条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 理事会の議決は、出席理事の2分の1以上をもって決する。可否同数の場合、議長が裁決する。
- 4 理事会の議事については、議事録を作成し、会長及び監事が署名する。
- 5 準会員は議決権を持たないが、議長の許可を得て意見を述べることができる。

第6章 事務局

(事務職員)

第14条 国際GG連盟の事務を処理するため、事務局に職員を置く。

- 2 国際GG連盟の事務処理は、日本グラウンド・ゴルフ協会（以下「日本協会」という）の職員が行う。

第7章 資産、会計

（国際GG連盟の経費、収支決算及び会計年度）

第15条 国際GG連盟の運営や事業活動に要する費用は、次に掲げる資産をもって充てる。

- （1）会費及び賛助会費
- （2）事業収入
- （3）寄付金
- （4）その他

2 国際GG連盟の決算に関する書面を作成し、理事会へ報告するものとする。

3 国際GG連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

第8章 雑則

（規程の改正）

第16条 本規程は、理事数2分の1以上をもって改正することができる。

附 則

1 本規程は、2019年5月24日より施行する。

2 国際GG連盟の設立当初の役員は、第9条第1項にかかわらず、2021年5月30日までは別途定め、円滑な組織運営を目指すものとする。

また、当分の間、日本協会の幹部役員が理事会に出席し、国際GG連盟の組織運営を支援するものとする。

3 本規程は、2024年9月27日より施行する。

国際グラウンド・ゴルフ連盟規程細則

第5条第1項関係

会員は、国際G G連盟へ加盟する場合、次の加盟申込書を理事会へ提出するものとする。

- (1) 正会員 …… 別記様式1
- (2) 準会員 …… 別記様式1－2
- (3) 賛助会員 …… 別記様式2

第5条第2項関係

正会員の会費は、当分の間、次のとおりとする。

- (1) 正会員 年額 200ドル
- (2) 準会員 年間 100ドル

第5条第3項関係

賛助会員の会費は、次のとおりとする。

- 個人 年額 100ドル
- 団体・企業等 年額 200ドル

第6条関係

会員は、退会する場合には、次の項目を記載した退会届を理事会へ提出するものとする。

- (1) 正会員 …「国・地域名」、「代表者名及び事務責任者名」、「退会理由」
- (2) 準会員 …「団体名」、「代表者名及び事務責任者名」、「退会理由」
- (3) 賛助会員…「個人、団体、企業等の名称」、「退会理由」

<別記様式1> (正会員用)

年 月 日

国際グラウンド・ゴルフ連盟 会長 様

加盟団体名

会長名

㊟又はサイン

国際グラウンド・ゴルフ連盟加盟申請書（正会員）

本会は、国際グラウンド・ゴルフ連盟の規程、ルール、用具標準規則等、大会運営モデルを遵守するとともに、定められた会費を納入することを誓約のうえ、正会員として加盟申請します。

国・地域名	
団体（協会）名	
会員数	
代表者名	
事務局所在地、事務責任者名	
電話、ファックス、メールアドレス	
その他、参考事項	

（注）申請書には、「団体の規程」及び「役員名簿」を添付すること。

<別記様式1ー2> (準会員用)

年 月 日

国際グラウンド・ゴルフ連盟 会長 様

加盟団体名

会長名

㊟又はサイン

国際グラウンド・ゴルフ連盟加盟申請書 (準会員)

本会は、国際グラウンド・ゴルフ連盟の規程、ルール、用具標準規則等、大会運営モデルを遵守するとともに、定められた会費を納入することを誓約のうえ、準会員として加盟申請します。

国・地域名	
団体（協会）名	
会員数	
代表者名	
事務局所在地、事務責任者名	
電話、ファックス、メールアドレス	
その他、参考事項	

(注) 申請書には、「団体の規程」及び「役員名簿」を添付すること。

<別記様式2>

年 月 日

国際グラウンド・ゴルフ連盟 会長 様

個人、団体、企業等の名称
代表者 ㊞又はサイン

国際グラウンド・ゴルフ連盟加盟申請書（賛助会員）

国際グラウンド・ゴルフ連盟の目的に賛同し、定められた会費を納入することを誓約のうえ、賛助会員として加盟申請します。

個人、団体、企業等の名称	
代表者名	
住所、所在地	
電話、ファックス、メールアドレス	
加盟理由・目的など	
その他、参考事項	

（注）団体、企業等は、組織の概要が分かる資料を添付すること。